

項目	単位	モニタリング井戸						地下水 集水ピット	基準値※
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6		
クロロホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
ジブロモクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
ブロモジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
ブロモホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
総トリハロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	—	—	—	1

表中の「—」と表記された項目については年間調査計画上、今回は実施していません。

※基準値について

当処分場供用中の地下水質の状況を確認するため、本来処分場の廃止時に適用される「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)」のうち、「別表第2(廃止時の基準)」を準用(ダイオキシン類を除く)しています。

ダイオキシン類は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)」の別表のうち「水質」の基準を適用しています。